

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
 制定：令和 2年 3月13日厚生労働省令第30号

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

令和 2年 3月13日厚生労働省令第30号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十三日 厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第3号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>第十五条の四の三 第二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。<u>附則第十七条の二の三第二項第一号</u>において同じ。）に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（第三項及び第四項において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第五項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。</p>	<p>第十五条の四の三 第二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（第三項及び第四項において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第五項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。</p>
2～5 （略）	2～5 （略）
（ <u>両立支援等助成金</u> に関する暫定措置）	（ <u>育児休業等支援コース助成金</u> に関する暫定措置）
第十七条の二の二 （略）	第十七条の二の二 （略）

<p>第十七条の二の三 第百十六条の両立支援等助成金として、同条に規定するもののほか、令和二年二月二十七日から同年三月三十一日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。</p>	<p>第十七条の二の三 削除</p>
<p>2 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p>	
<p>二 次のいずれかに該当する事業主</p>	
<p>イ その雇用する被保険者が、学校教育法第一条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（ロにおいて「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この項において同じ。）の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主</p>	
<p>ロ その雇用する被保険者が、小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであつて、新型コロナウイルス感染症の病原体に感染し、又は感染したおそれのあるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主</p>	
<p>三 前号イ又はロの有給休暇に係る者一人につき、前号イ又はロの事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を</p>	

<p>当該賃金の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額)</p>	
<p>3 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。</p>	
<p>4 第二百十条の二及び第四百十条の三の規定は、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金について準用する。この場合において、第二百十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の三第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の三第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の三第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第四百十条の三第一項中「第二百十条に規定する雇用関係助成金及び第三百九条の四第</p>	

一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金」と読み替えるものとする。	
---	--

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第十七条の二の三の規定は、令和二年二月二十七日以降に取得した同条第二項第一号イ又はロの有給休暇について適用する。
